

2021年度税制改正

～知っておきたい重要ポイントをズバリ解説！～



ひかりアドバイザーグループ
ひかり税理士法人

【ご注意】本レジュメは、2020年12月21日に閣議決定された「2021年度税制改正の大綱」をもとに作成しており、法律として確定したものではありません。対策の立案・実行は専門家にご相談の上、ご自身の責任において実施して頂きますようお願いいたします。

目次

【第1章 個人所得課税】

- 1-1-1 住宅ローン控除の延長と床面積要件の緩和
- 1-1-2 控除期間を13年間とする住宅ローン控除の概要
- 1-2 退職所得課税の適正化

【第2章 資産課税】

- 2-1 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の見直し
- 2-2-1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- 2-2-2 改正前の教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- 2-3-1 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の
非課税措置の見直し
- 2-3-2 改正前の結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の
非課税特例
- 2-4 土地の固定資産税の課税標準額の据置き
- 2-5 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の
特例制度における後継者役員要件の緩和
- 2-6 国際金融都市に向けた税制上の措置の見直し

【第3章 法人課税】

- 3-1 デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設
- 3-2 研究開発税制
- 3-2-1 総額型の税額控除制度の見直し
- 3-2-2 中小企業技術基盤強化税制の見直し
- 3-2-3 オープンイノベーション型の対象範囲の追加
- 3-2-4 試験研究費の額の対象範囲の見直し

- 3-3 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の
税額控除制度の見直し
- 3-4 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
- 3-5 株式対価M&Aを促進するための措置の創設
- 3-6 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
- 3-7 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
- 3-8 中小企業投資促進税制の見直し
- 3-9 中小企業経営強化税制の延長
- 3-10 中小企業所得拡大促進税制の見直し
- 3-11 中小企業経営資源の集約化に資する税制の創設

【第4章 消費課税】

- 4-1 車体課税の見直し
- 4-2 金又は白金の地金の課税仕入れに係る
仕入税額控除の要件の見直し

【第5章 納税環境の整備】

- 5-1 押印義務の見直し
- 5-2-1 電子帳簿等保存制度の見直し
- 5-2-2 スキャナ保存制度の見直し
- 5-3 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化



第1章 個人所得課税



1-1-1 住宅ローン控除の延長と床面積要件の緩和



〈改正の概要〉

- 消費税率10%の住宅取得等に適用される住宅ローン控除の控除期間**13年間の特例が延長**されます。
- 合計所得金額が1,000万円以下**の場合に限り、**床面積が40㎡以上50㎡未満**の住宅も対象となります。

項目	改正前	改正後
控除期間	13年	13年
入居時期要件 及び 契約時期要件	<p><コロナ特例前> ○入居時期要件のみ 2020年12月31日までの入居</p>	<p>○入居時期要件 2021年1月1日から2022年12月31日までの間 の入居</p> <p>○契約時期要件 ・新築 →2020年10月1日から2021年9月30日までの契約 ・新築以外の取得、増改築等 →2020年12月1日から2021年11月30日までの契約</p>
	<p><コロナ特例> ○入居時期要件 2021年1月1日から2021年12月31日までの間 の入居</p> <p>○契約時期要件 ・新築 →2020年9月30日までの契約 ・新築以外の取得、増改築等 →2020年11月30日までの契約</p>	
床面積要件	50㎡以上	40㎡以上50㎡未満
所得要件	合計所得金額3,000万円以下	合計所得金額1,000万円以下



1-1-2 控除期間を13年間とする住宅ローン控除の概要

〈改正前の特例の概要〉

消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、2019年4月1日から住宅ローン減税が拡充されています。

○従来の住宅ローン減税について、控除期間を**3年間延長**（10年→13年）

○適用年度の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高（4,000万円※を限度）×1%
- ・建物購入価格（4,000万円※を限度）×2%÷3

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合

借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

2021年改正へ(入居時期要件)

○消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、**2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合が対象。**

- ・入居11~13年目についても、所得税から控除しきれない額は、従来制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税から控除。
- ・入居1~10年目は従来制度通り税額控除。

最大で400万円～500万円の減税

最大で80万円～100万円の追加減税

〈特別控除の特例〉

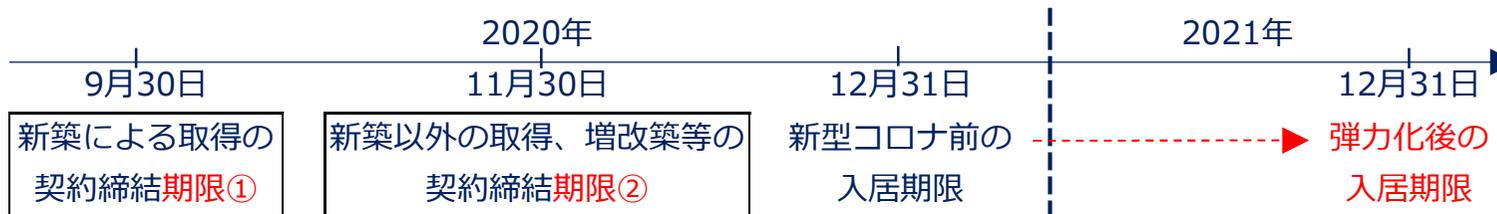


新型コロナ特例

2021年改正へ(契約時期要件・入居時期要件)

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年4月30日から適用要件が弾力化されています。

○**新型コロナウイルス感染症の影響によって入居が上記期限(2020年12月31日)に遅れた場合、下記①又は②の期限までに契約を締結し、2021年12月31日までに入居すれば、控除期間を13年間とする特例措置がとられています。**





1-2 退職所得課税の適正化



〈改正の概要〉

勤続年数5年以下の従業員の退職金について、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分について1/2課税が廃止されます。

【改正前】

勤続年数	従業員	【参考】役員等
5年以下	1/2課税の適用あり	1/2課税の適用なし
5年超		1/2課税の適用あり

この部分が改正

〈改正前の従業員の退職所得金額の計算方法〉

退職所得 = (退職金の額 - 退職所得控除額※) × 1/2

※退職所得控除額：勤続年数20年まで1年につき40万円（最低80万円）

これを1/2課税といいます
⇒納税者に有利な特典

【改正後】

勤続年数5年以下の従業員		【例】勤続年数3年 退職金の額500万円の場合	
退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額		500万円 - (40万円 × 3年) = 380万円	
300万円以下の部分	300万円超の部分	300万円	80万円
1/2課税の適用あり	1/2課税の適用なし	1/2課税の適用あり	1/2課税の適用なし

【適用時期】

2022年分以後の所得税について適用されます。



第2章 資産課税



2-1 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の見直し



■ 非課税枠の据置措置

2021年4月1日から2021年12月31日までの新たな契約について、非課税枠を下記の通り据え置きされます。

現行			改正後	
消費税率10% 適用住宅	省エネ等住宅 1,500万円	消費税率10% 適用住宅	省エネ等住宅 1,500万円	1,500万円
	一般住宅 1,000万円		一般住宅 1,000万円	1,000万円
上記以外 の住宅	省エネ等住宅 1,000万円	上記以外 の住宅	省エネ等住宅 1,000万円	1,000万円
	一般住宅 500万円		一般住宅 500万円	500万円
2020年4月～2021年3月			2020年4月～2021年3月	
2021年4月～2021年12月			2021年4月～2021年12月	

■ 住宅用家屋の面積要件の緩和

2021年1月1日以後の新たな契約について、受贈者の贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、住宅の床面積要件の下限が**40㎡以上**、合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、住宅の床面積要件の下限が50㎡以上になります。（注1）

※従来は、合計所得金額が2,000万円以下の場合、一律で床面積要件の下限が50㎡以上でした。

（注1）相続時精算課税制度の特例により取得した場合についても、床面積要件の下限が40㎡以上になります。



2-2-1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の 非課税措置の見直し



祖父母等から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、下記の措置を講じた上で、適用期限が**2023年3月31日まで2年間延長**されます。

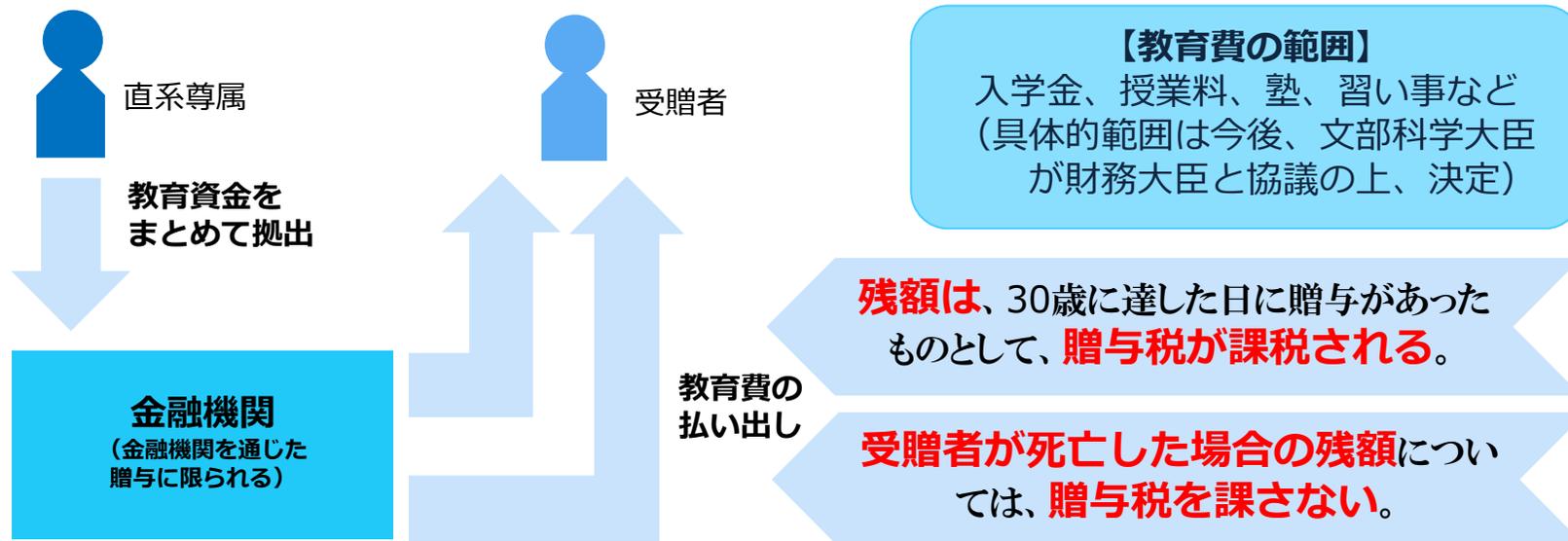
	改正前	改正後	改正内容
1.教育資金残高の課税	贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残高について課税 (注)	全ての贈与に係る残高について課税 (注)	贈与者が死亡時に 教育資金支出額の残高がある場合 は、相続財産に加算されます。 ※従来は、残高があっても贈与者が死亡した日から3年以上前の贈与分については加算されませんでした。 ※2021年4月1日以後に取得する教育資金について適用されます。 (注) 贈与者が死亡した時に受贈者が23歳未満である等に該当する場合には、教育資金支出額の残高があっても受贈者は相続税の課税はされません。
2.相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用あり	教育資金支出額の残高を 相続税額の2割加算対象者である孫等が取得した場合 に、相続税額の2割加算が適用されます。 ※従来は、孫等が取得しても相続税額の2割加算の適用がありませんでした。 ※2021年4月1日以後に取得する教育資金について適用されます。



2-2-2 改正前の教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(2013年4月1日から2021年3月31日まで)

人材育成や経済活性化を目的に、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させるため、受贈者（30歳未満の子や孫）へ**教育資金を一括して拠出した場合には、1人につき1,500万円**（学校以外への支払は500万円）を非課税とする特例です。





2-3-1 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し



少子化対策を目的として、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について、下記の所得制限を設けた上で、適用期限が**2023年3月31日まで2年間延長**されます。

	改正前	改正後	改正内容
1.受贈者の年齢要件	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満	民法の改正により受贈者の要件を18歳以上50歳未満に引き下げます。 ※従来は、受贈者が20歳以上50歳未満であることが条件でした。 ※2021年4月1日以後に取得する結婚・子育て資金の贈与等について適用されます。
2.相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用あり	結婚・子育て資金支出額の残高を 相続税額の2割加算対象者である孫等が取得した場合 に、相続税額の2割加算が適用されます。 ※従来は、孫等が取得しても相続税額の2割加算の適用がありませんでした。 ※2021年4月1日以後に取得する結婚・子育て資金の贈与等について適用されます。

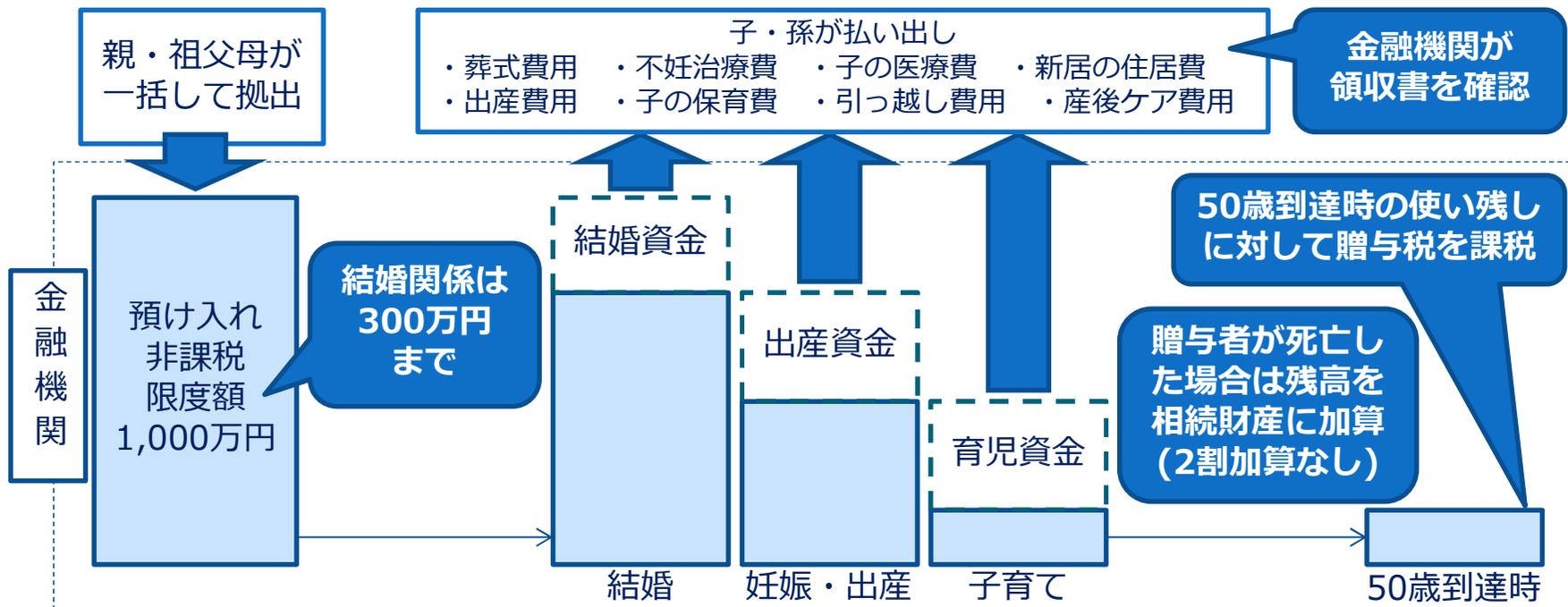


2-3-2 改正前の結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例

(2015年4月1日から2021年3月31日まで)

少子化対策に資することを目的として、**結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税を非課税とする特例**です。

- ①親・祖父母が金融機関に**子・孫（20歳～50歳）**名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに**1,000万円を非課税**とします。
- ②相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
- ③受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、残額に対しては贈与税を課税します。





2-4 土地の固定資産税の課税標準額の据置き

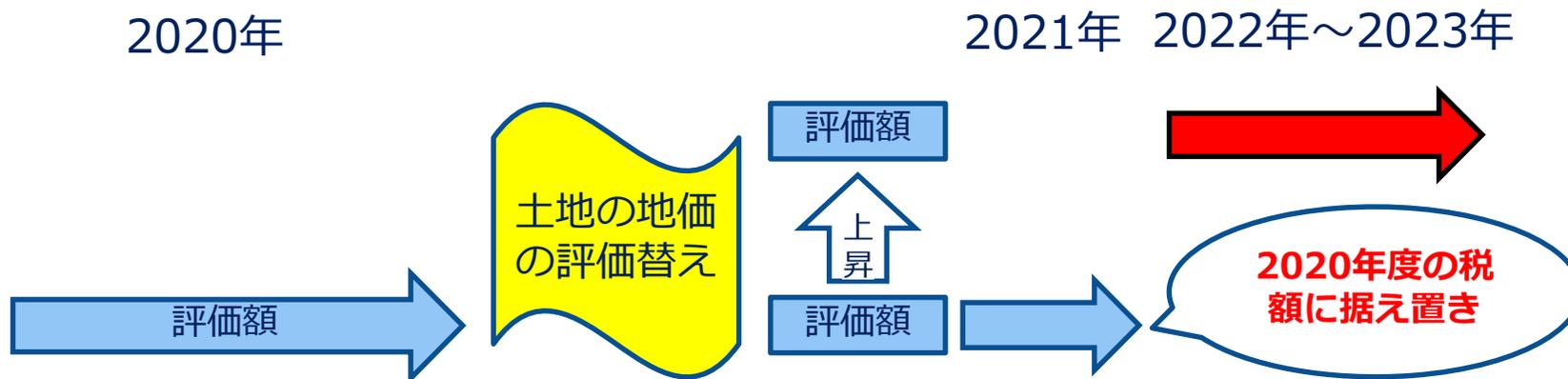


〈改正の概要〉

2021年度の評価替えによって固定資産税が上昇する全ての土地について、**2021年のみ2020年度の税額に据え置く**ことになりました。

〈改正の背景〉

固定資産税は1月1日時点の地価を基に課税しますが、2021年は3年に1度の地価の評価替えの年となります。そこで、評価額が上昇傾向にある地域については、そのまま課税されてしまうと、コロナの影響で打撃を受けた納税者にとっては、税負担が過重になってしまうため、今回の措置が講じられました。





2-5 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度における後継者役員要件の緩和



〈改正の概要〉

下記の①又は②の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において**特例認定承継会社の役員でないときであっても、相続税の納税猶予(※)の適用を受けることができます。**

※2023年3月31日までに都道府県知事に特例承継計画を提出している場合に限り、適用可能な措置で、その適用期限は2027年12月31日まで。

対象	改正前	改正後
①被相続人の死亡時の年齢	60歳未満	70歳未満（相続税の納税猶予の一般制度についても適用）
②後継者	-	特例承継計画において、特例後継者として記載されていること（被相続人の年齢問わず）

〈留意点〉

- 贈与税の納税猶予における後継者の役員要件は改正されません。
- 後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でなかったとしても、相続発生後の5ヶ月経過日においては代表権を有しておく必要があることに留意してください。



2-6 国際金融都市に向けた税制上の措置の見直し



〈改正の概要〉

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、法人税、相続・贈与税、所得税において、税制上の措置が講じられました。具体的には下記の内容となります。

税目	課税対象	改正前	改正後
法人税	運用会社	役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方式やその根拠なる業績等を金融庁ホームページ等へ公表する等を要件とし、損金算入可能
相続税 贈与税	ファンドマネージャー等の相続人	10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ	就労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外
所得税	ファンドマネージャー個人	ファンドマネージャーの運用成果に応じ出資持分を超えてファンドから分配される利益 →金融所得にあたるか不明確	出資持分を超えた利益配分で、分配割合に経済的合理性がある場合等には、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、株式譲渡益等として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化

〈国際課税〉

外国組合員等が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の出資持分が25%以上であっても外国投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告が免除されます。



第3章 法人課税



3-1 デジタルトランスフォーメーション



投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革(デジタルトランスフォーメーション)の実現のために行った**クラウド技術を活用したデジタル関連投資**に関し**投資額の特別償却又は税額控除**を認める措置が創設されます。

対象設備	税額控除	特別償却
	選択適用	
ソフトウェア 繰延資産 ※1	3%	30%
器具備品及び機械装置 ※2	5% ※3	

※1 ソフトウェアの利用に係る費用
 ※2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
 ※3 会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループ以外の他法人とデータ連携・共有する場合

要件

青色申告書を提出している法人であること

産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けること

適用時期

・産業競争力強化法の改正法の施行の日から2023年3月31日までの間に、認定を受けた投資に対し適用されます。

留意点

- ・対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が限度となります。
- ・税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で、当期の法人税額の20%が上限とされます。



3-2-1 研究開発税制

【総額型の税額控除制度の見直し】



〈改正の概要〉

コロナ禍の厳しい経営環境にあっても研究開発投資を活性化し、増額を促す観点から**控除率カーブが見直され**、一定の要件下で**控除上限が上乘せ**、**特例期限が2年間延長される**ことになりました。

適用要件	①青色申告書を提出する法人 ②当期に試験研究費の額があること
内容	①控除率の見直し(参照1)…控除率の下限を現行の6%→2%に引き下げた上で、その上限を14%(原則10%)とする特例の適用期限が2年延長されます。 ②控除上限の引上げ(参照2)…一定の要件下で税額控除額の上限が5%上乘せされます。

①税額控除率見直し

増減試験研究費割合9.4%超→ $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (14%上限)
 // 9.4%以下→ $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (2%を下限)

※改正前情報：9.4%は改正前8%。10.145%は改正前9.9%。0.35は改正前0.3。2%は改正前6%。

※試験研究費の額が比較試験研究費の額を下回る場合等には、改正前より控除額が減少する場合がある。

②控除上限の引上げ

対象期間中に、次の要件を全て満たした場合、法人税額×5%が上乘せされる。

- ・基準年度に比べて当期の売上が2%以上減少
- ・基準年度に比べて試験研究費の額が増加

※対象期間とは、2021年4月1日～2023年3月31日までの間に開始する各事業年度。

基準年度とは、2020年2月1日前に最後に終了した年度を指す。

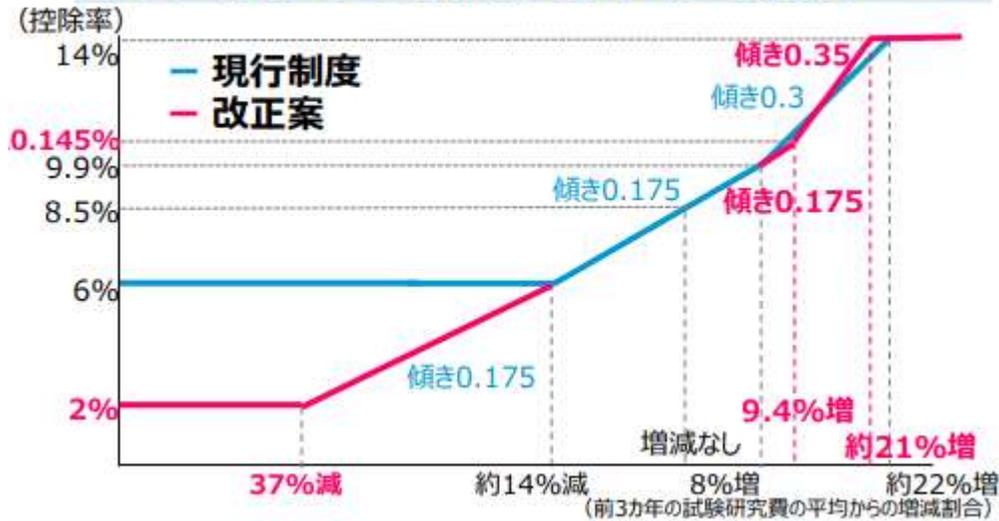
※改正前情報：控除上限 法人税額×40%(25%+上乘5%+上乘10%)は改正前35%(25%+上乘10%)



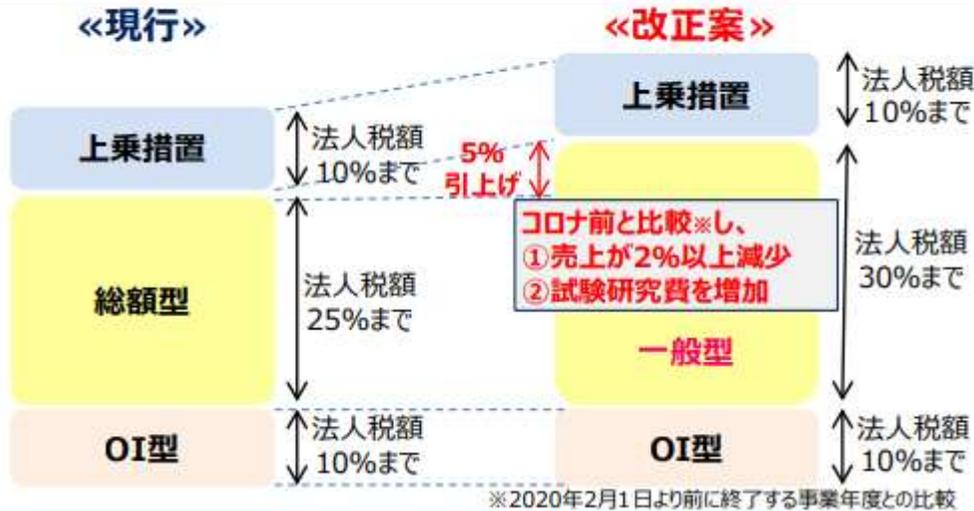
3-2-1 研究開発税制

【総額型の税額控除制度の見直し】

① 控除率の見直し（増加インセンティブを強化）



② 控除上限の引上げ（最大45%⇒50%）



出典：経済産業省資料



3-2-2 研究開発税制



【中小企業技術基盤強化税制の見直し】

〈中小企業技術基盤整備強化税制とは？〉

中小企業者等が試験研究費を支出した場合に、その試験研究費の一定割合を法人税から控除できる制度です。

今年の大綱では、コロナ禍においても研究開発投資が維持されるよう、コロナにより売上が一定額減少したにもかかわらず研究開発投資を増加させた企業について、控除上限を引き上げるとともに、次期科学技術基本計画を見据え、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げを行うとされてます。

	現行	改正予定
控除率	試験研究費×下記控除率を法人税から控除	試験研究費×下記控除率を法人税から控除(適用期限が2年延長)
	①【増減試験研究費割合>8%】の場合 12%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 ただし上限は、17%	①【増減試験研究費割合>9.4%】の場合 12%+(増減試験研究費割合-9.4%)×0.35 ただし上限は17%
	②【増減試験研究費割合≤8%】の場合 12%	②【増減試験研究費割合≤9.4%】の場合 12%
控除上限	法人税×25%の控除上限に、次の金額を上乗せ	法人税×25%の控除上限に、次の金額を上乗せ(適用期限が2年延長)
	①【増減試験研究費割合>8%】の場合 法人税×10%	①【増減試験研究費割合>9.4%】の場合 法人税×10%
	②【増減試験研究費割合≤8%】の場合 法人税×(試験研究費割合-10%)×2% ただし上限は、法人税×10%	②【増減試験研究費割合≤9.4%】の場合 法人税×(試験研究費割合-10%)×2% ただし上限は、法人税×10%
		次の要件を全て満たした場合は、さらに法人税×5%の上乗せ (1)当期の売上が、基準年度(※)の売上より2%以上減少 (2)当期の試験研究費が、基準年度(※)の試験研究費より増加 ※基準年度：2020年2月1日前に最後に終了した事業年度(コロナ前の事業年度)

※増減試験研究費割合とは？⇒(当期の試験研究費-前期以前3年間の試験研究費の平均)÷前期以前3年間の試験研究費の平均
試験研究費割合とは？⇒当期の試験研究費÷当期を含む4事業年度の売上の平均



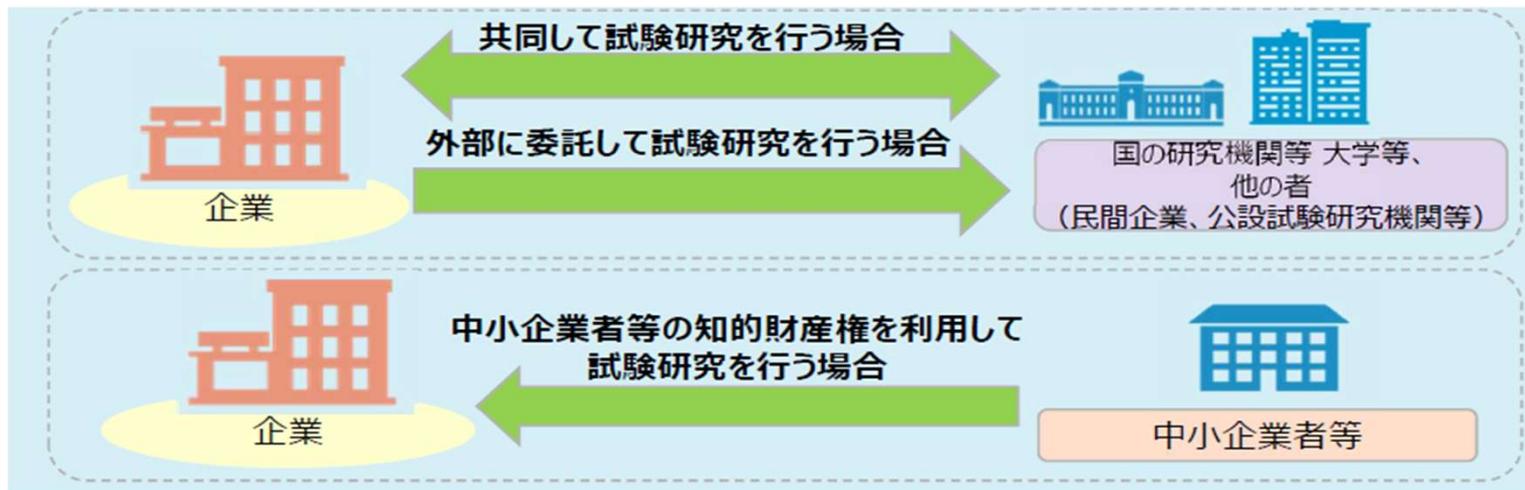
3-2-3 研究開発税制

【オープンイノベーション型の対象範囲の追加】



〈制度の概要〉

オープンイノベーション型とは、研究開発税制の制度の1つで、企業が共同試験研究、委託試験研究などを行った場合、その共同試験研究、委託試験研究に要した費用等に一定の控除率(20%、25%又は30%)を乗じた額を法人税から控除できる制度です。



〈改正の内容〉

- ①特別試験研究費の額の範囲に、**国公立大学・国立研究開発法人等の外部化法人に係る共同研究・委託研究に要する費用（税額控除率25%）**が追加されます。
- ②特別研究機関等に係る共同研究・委託研究について、特別研究機関等の範囲に**「人文系の研究機関」**が追加（**税額控除率30%**）されます。

〈要件の追加〉

- ①大学等に係る共同研究・委託研究については、契約上の**試験研究費の総見込額50万円超のものに限定**されることとなります。
- ②特定中小企業者等への委託研究に一定の要件※が追加されます。

※一定の要件は、(a) 受託者の委託に基づき行う業務が、その受託者において試験研究に該当するものであること、(b) 委託に係る一定の委任契約等で、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。



3-2-4 研究開発税制

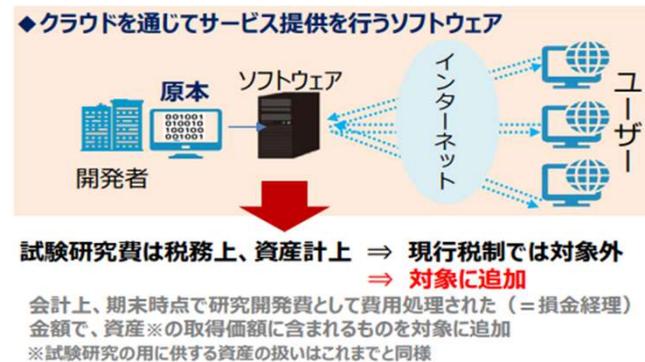
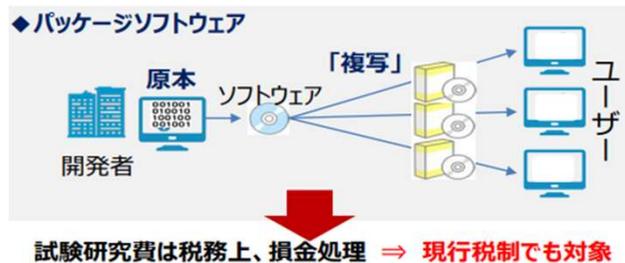
【試験研究費の額の対象範囲の見直し】



試験研究を行った場合の税額控除制度の対象となる試験研究費について、下記の通り見直しされます。

① 研究開発税制における「試験研究費の額」の範囲に、「**試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるもの**」が追加されます。

具体的にはクラウド環境で提供するソフトウェアなどの**“自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用”**が追加となります。



② リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）が除外されます。

③ 開発中の技術をその開発をする者において試行する場合において、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について明確化することになります。



3-3 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の 税額控除制度の見直し

コロナ禍における社会への対応として、新たな人材の獲得及び人材育成の強化の観点から、**新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制**が見直しされます。

〈制度の概要〉

国内の新規雇用者に対して給与等を支給額の増加割合が**2%以上**である場合、新規雇用者給与等支給額（雇用者への給与等の支給増加額を上限として）の**15%（または20%）の税額控除**ができる制度です。

2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度から適用されます。

		改正前	改正後
適用要件	賃金	①適用年度の雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 ②適用年度の 継続 雇用者給与等支給額 ≥ 前期の 継続 雇用者給与等支給額 ×103%	①適用年度の雇用者給与等支給額(注1) > 前期の雇用者給与等支給額 ②適用年度の 新規 雇用者給与等支給額(注2)(注3) ≥ 前期の 新規 雇用者給与等支給額 × 102%
	設備	適用年度の国内設備投資額 ≥ 適用年度の減価償却費総額 × 95%	削除
税額要件		・ (雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) × 15% ※ ※適用年度の教育訓練費の額 ≥ 比較教育訓練費の額 × 120% の場合は20% ・ 控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限	・ 控除対象新規雇用者給与等支給額 (注4) × 15% ※ ※適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前期の教育訓練費の額 × 120% の場合は20% ・ 控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限

〈留意点〉

- ・ **設立事業年度は適用対象外**です。
- ・ 判定に用いる「**新規雇用者給与等支給額**」は新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者に対する給与等（一般被保険者のみが対象）であるのに対し、「**控除対象新規雇用者給与等支給額**」は新たに雇用した者に対する給与額（労働者名簿に記載された者が対象）であるため、その対象者の範囲が異なります。

(注1) 「雇用者給与等支給額」とは、国内雇用者に対する給与等の支給額

(注2) 「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額

(注3) 新規雇用者給与等支給額からは**雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこと**

(注4) 「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額



3-4 繰越欠損金の控除上限の特例の創設



大企業向け

産業競争力強化法の改正に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、特例対象欠損金額※1を翌期以後、**最長5年間、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入することができる**特例が創設されます。

※1 2020年4月1日から2021年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた欠損金

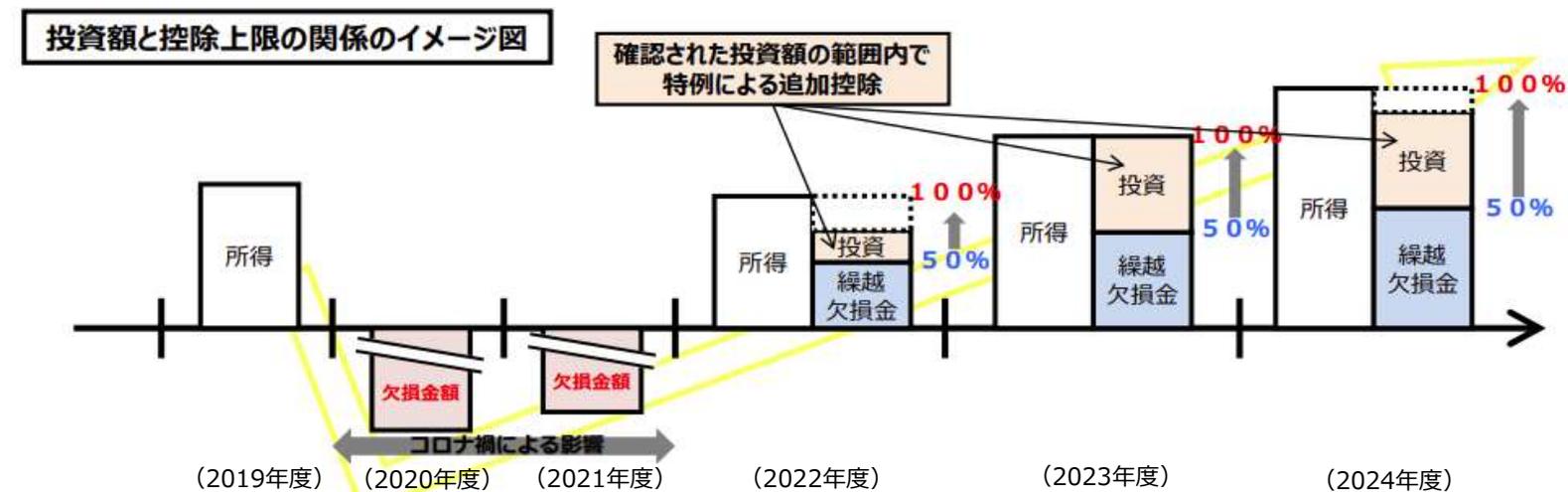
〈制度の概要〉

特例対象欠損金額については、適用事業年度に事業適応計画に従って行った投資額の範囲において、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額 ※2 に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金算入が可能となります。（控除上限額が最大100%）

※2 累積投資残額とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額

〈事業適応計画とは〉

- ・ポストコロナに向けた取組み（事業の再構築等）や、取組みを進める上で必要となる投資を記載した事業計画をいいます。本計画にはROAを5%ポイント以上引き上げる等の目標数値を設定する必要があります。（単純な維持や更新投資は対象外です）
- ・計画策定後、事業所管大臣から計画の申請・認定を受ける必要があります。



出典：「経済産業省HPより抜粋」



3-5 株式対価M&Aを促進するための措置の創設



〈制度の概要〉

自社株式を対価として行われるM & Aについて、買収対象会社の株主である法人及び個人が**会社法の株式交付**を実行して、買収対象会社株式を譲渡し、買収会社の株式等の交付を受けた場合には、**その譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べ**できる制度が創設されます。

また、上記の対価として、自社株式に併せて金銭等を交付するいわゆる混合対価を一定の要件を満たす場合には部分的に認められています（注1、注2）。

（注1）混合対価の譲渡損益の繰延べは、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限るものとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、株式交付親会社の株式の対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

（注2）外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設（PE）において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式交付を受けた部分（PE帰属所得）に限られる。

〈添付資料の要件〉

株式交付親会社の確定申告書に「株式交付計画書」「株式交付に係る明細書（株式交付により交付した資産の数 または 価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付）」の添付が必要





3-6 カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制の創設



新設・大企業向

〈2050年カーボンニュートラルとは〉

- 2050年までに二酸化炭素排出量を排出+吸収で**実質0トン**にする社会（**×排出ゼロ**）を目指す
（2020年10月菅総理 2050年カーボンニュートラルを宣言）

（参考）【温室効果ガス（メタンやフロン等二酸化炭素以外も含む）排出目標について】

- ・ 中期目標：2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）
- ・ 長期目標：2050年度までに温室効果ガス排出量を80%削減（基準年なし）
- ★今世紀後半の早いうちに**脱炭素社会**の実現を目指す

- 温暖化対策を成長のと捉え【経済と環境の好循環】を作っていく産業政策（グリーン成長戦略）を進める
- 国として、具体的な見通し・高い目標を掲げ、以下の取組により民間企業の投資を支援していく
例）規制改革、標準化、グリーンイノベーション基金、**投資促進税制**・研究開発税制の拡充、金融支援等

〈投資促進税制の制度概要〉

内容：中長期環境適応計画（仮称）の認定を受け、導入する設備に**特別償却**か**税制控除**の選択適用ができる
※デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除合計で**当期の法人税の20%を限度**

要件：①青色申告書を提出する法人

②中長期環境適応計画（仮称）について認定を受けること

③2024年3月31日までに、認定を受けた②の計画の「中長期環境適応生産性向上設備（仮称）」か「中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）」を取得し、国内にある事業の用に供する

対象資産	対象設備（詳細次ページ）		税制措置（①,②の選択適用）	
取得価額の合計額が 500億円 を限度 とする設備	中長期環境適応計画の 認定を受けた A,Bどちらかの設備	A：中長期環境適応生産性向上設備	①特別償却	取得価額の 50%
		B：中長期環境適応需要開拓製品 生産設備	②税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の 5% ・温室効果ガス削減に著しく資する場合 取得価額の 10%



3-6 カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制の創設



新設・大企業向

〈設備イメージ〉

A：中長期環境適応生産性向上設備

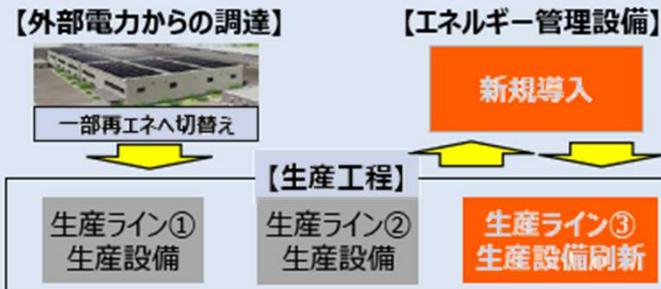
生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備
 ※事業所等の炭素生産性（付加価値額／二酸化炭素排出量）
 を向上させる計画に必要となるもの
 （計画の例）再エネ電力への一部切替えに伴う設備刷新

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%
 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

＜計画イメージ＞



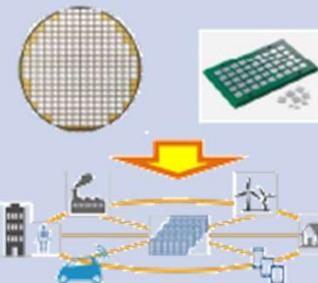
出典：2021年度 経済産業関係 税制改正について

B：中長期環境適応需要開拓製品生産設備

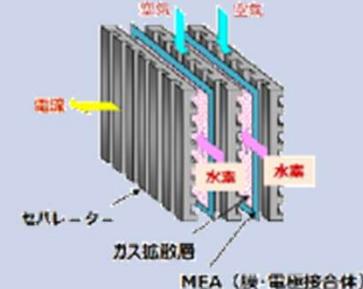
大きな脱炭素化効果を持つ製品を生産する設備
 【対象製品】
 化合物パワー半導体、燃料電池、リチウムイオン電池、
 洋上風力発電設備のうち一定の要件を満たすもの

＜製品イメージ＞

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



出典：2021年度 経済産業関係 税制改正について



3-7 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

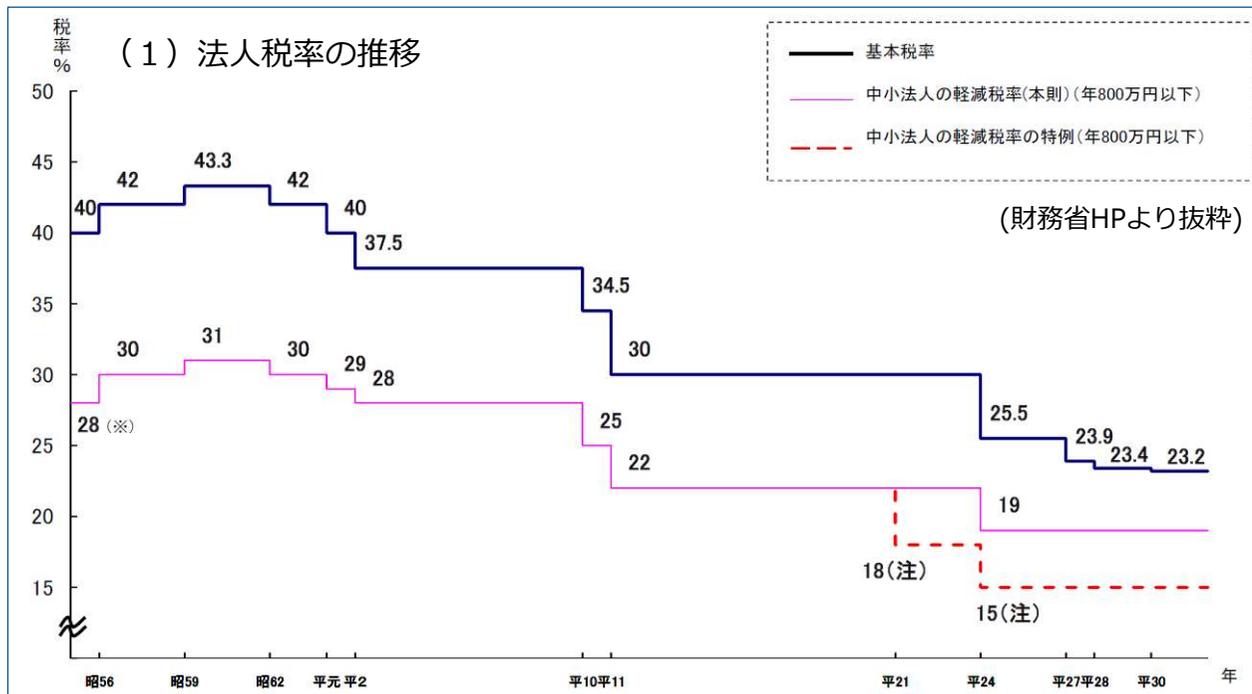


〈改正の概要〉

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長され、「2023年3月31日までに開始する事業年度」までとなります。

中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)		本則税率	軽減税率
		年800万円超の所得金額	23.2%
年800万円以下の所得金額		19.0%	15.0%

〈法人税率の推移と地方税等も含めた実質的な税率〉



(2) 中小企業の地方税等も含めた実質的な法人税率

所得区分	税率
年400万円以下	21.4%
年400万円超 年800万円以下	23.2%
年800万円超	33.6%



3-8 中小企業投資促進税制の見直し

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置です。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加**した上で、**適用期限が2年間延長**されます。

〈改正概要〉

【適用期限：2022年度末まで】

※赤字は今回の追加業種等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車【車両総重量3.5トン以上】 ・ 内航船舶【取得価格の75%が対象】

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外



3-9 中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上される取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置です。※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果をも高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限が2年間延長**されます。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

新たな類型として追加

経営資源集約化設備（D類型）
要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備



3-10 中小企業所得拡大促進税制の見直し

- 経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要です。他方、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、**雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要**となります。
- このため、**雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価**できるよう、**適用要件を一部見直し・簡素化**したうえで、**適用期限が2年間延長**されます。

〈改正概要〉 【適用期限：2022年度末まで】

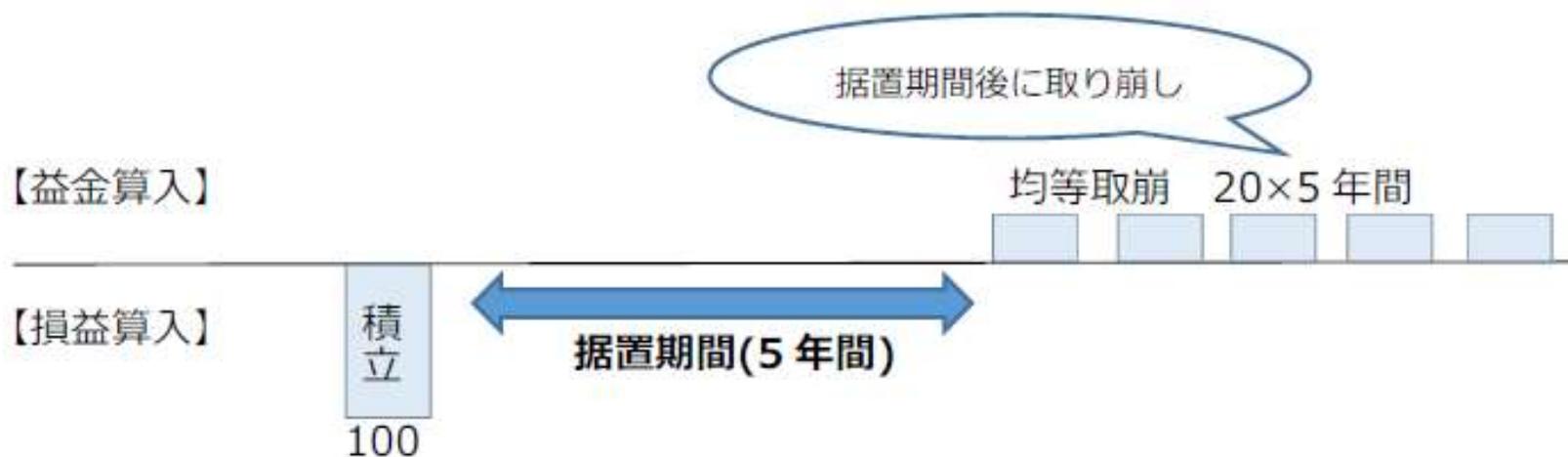
現行	改正案
<p>【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上かつ</p> <p>【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上 ⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p>	<p>【通常要件】 給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度比で1.5%以上 ⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p>
<p>【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、所定の要件※を満たすこと ⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除</p>	<p>【上乗せ要件】 給与等支給総額(企業全体の給与)が前年度比で2.5%以上であり、所定の要件※を満たすこと ⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除</p>

※①②のいずれかを満たすこと。①教育訓練費が対前年度比10%以上増加、②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており経営力向上が確実になされていること。



3-11 中小企業経営資源の集約化に資する税制の創設

- 中小企業者（青色申告法人）のうち、2024年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けたものが、他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る）をし、かつ、その取得日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てたときは、その事業年度において損金算入できるものとします。
- この積み立て準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合やその株式等の帳簿価額を減額した場合において取り崩すほか、5年間の据置期間経過後、5年間で均等額を取り崩して益金算入します。





第4章 消費課税



4-1 車体課税の見直し

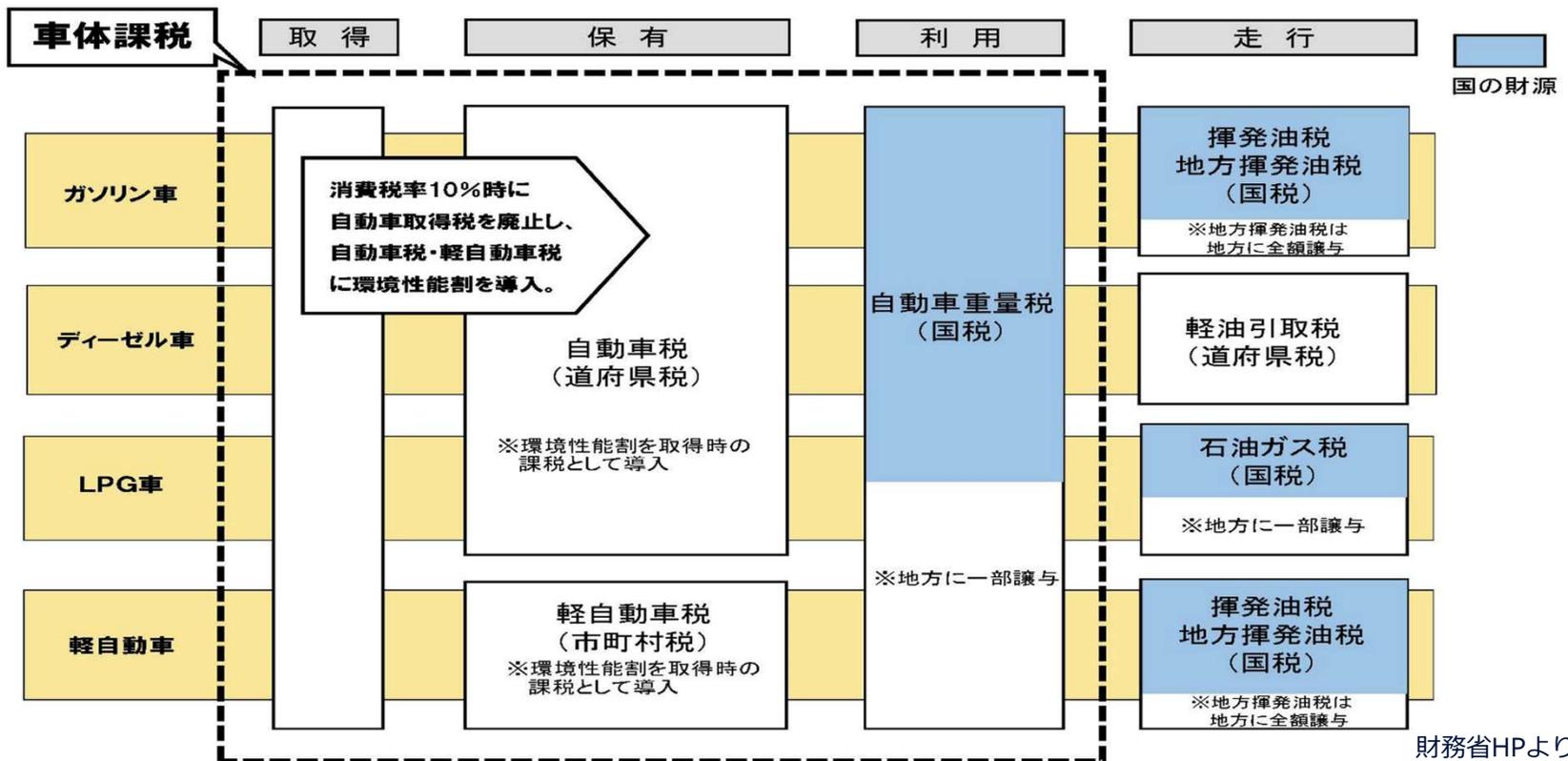


1.改正の背景など

自動車業界は「CASE」に代表される大改革に直面しており、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間が設けられます。

CASE…C(Connected (コネクティッド)) A(Autonomous (自動運転)) S(Shared (シェアリング)) E(Electric (電動化)) の頭文字

【参考】自動車に係る税金（財務省HPより）なお、下の図にある税のほか、消費税がかかります。





4-1 車体課税の見直し



2.自動車重量税のエコカー減税（国税）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免除等の特例措置

2020年度燃費基準の達成を条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じ減免する仕組みに切り替え適用期限が2年延長されます。
2回目車検時の免税対象について、電気自動車等、一定のハイブリッド車等に重点化を図ります。

3.自動車税・軽自動車税の環境性能割（地方税）

2020年度末が、燃費性能に応じた税率区分の2年ごとの見直し時期に該当

2020年度燃費基準の達成状況を考慮し、2030年度燃費基準の下で税率区分が見直しされます。
臨時的軽減の適用期限を9月延長し、2021年12月31日までに取得したものが対象となります。

4.自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（地方税）

環境性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定の年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置

種別割のグリーン化特例（軽課）からクリーンディーゼル車を除外、電気自動車等の重点化及び基準の切り替えを行ったうえで適用期限が2年延長されます。

5.クリーンディーゼル車の取り扱い

- ・エコカー減税、環境性能割 … 2023年度以降、ガソリン車と同等に扱われます。
- ・グリーン化特例（軽課） … 対象から除外されます。



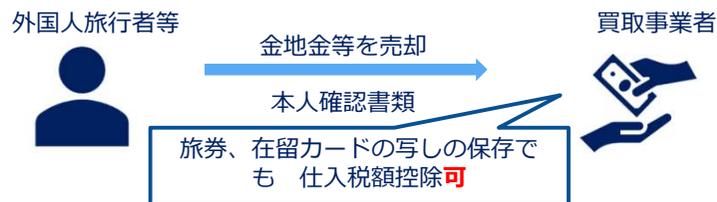
4-2 金又は白金の地金の課税仕入れに係る 仕入税額控除の要件の見直し

〈改正の概要〉

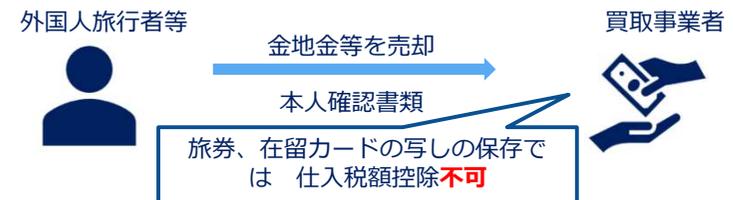
金地金等についてより一層の密輸抑止を図る観点から、消費税の仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類が対象から除外されます。

区分	【改正前】	【改正後】
国内に住所を有する者	マイナンバーカードの写し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、旅券の写し、 在留カード等の写し 、国税等の領収証書の写し、その他これらに類するもの	左記から 在留カードの写し を対象から除外。
国内に住所を有しない者	戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、 旅券の写し 、 在留カード等の写し 、国税等の領収証書の写し、 その他これらに類するもの	左記から 在留カードの写し 、 旅券の写し 、 その他これらに類するもの（外国政府発行の本人確認書類） を対象から除外。

【改正前】



【改正後】



〈適用時期〉

2021年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。



第5章 納税環境の整備



5-1 押印義務の見直し



〈改正の概要〉

税務署長等に提出する国税関係書類のうち**納税者等の押印義務が廃止されます。**
※実印による押印と印鑑証明書の添付が必要なものは存続

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続きコストの削減、感染症の感染拡大防止の観点から、税務手続きの負担軽減のため**税務署長等に提出する国税関係書類の押印義務が廃止**されます。地方公共団体へ提出する**地方税関係書類や税関関係書類についても同様に廃止**されます。

ただし、次に掲げる書類①②に関しては従来通り実印の押印が必要です。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要な書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

※また、改正の趣旨を踏まえて、押印を要しない税務関係書類については施行日前であっても改めて押印を求めないこととされています。

〈適用時期〉

2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。



5-2-1 電子帳簿等保存制度の見直し



1.改正の概要

経理の電子化による生産性の向上・テレワークの推進・クラウド会計ソフト等の活用のため、**帳簿の電子保存手続きが簡素化**されます。

申請手続き



税制改正大綱

事前申請と承認を廃止

電子帳簿の要件

- ・訂正削除の履歴確認が可能
- ・帳簿間の相互関連性
- ・ディスプレイなどの備え付け
- ・記録の検索機能があること

電子帳簿の要件みたす際の過少申告加算税を5%控除

従来の電子保存対象外帳簿でも下記を満たすことで保存可能

- ・システム概要書・マニュアル整備
- ・整然明瞭に速やかに出力可能
- ・税務職員のと要請に応じれること

**2022年1月1日以後に備え付け開始日が到来する
手続きからの適用**



5-2-2 スキャナ保存制度の見直し



1.改正の概要

ペーパレス化をより一層促進するために**手続き・要件**が簡素化され、併せて、データの改ざん防止の措置が講じられます。

申請手続き



税制改正大綱

事前申請と承認を廃止

スキャナ保存の要件

タイムスタンプ付与期間 3日以内

受領者の国税関係書類への自署

タイムスタンプは全てに必要

第三者による原本とのデータ確認

会計入力期間と同じ(最長約2ヶ月)

自署を不要

訂正削除履歴システム使用なら不要

第三者による確認要件等を廃止

データ改ざんの防止措置

不正の場合、重加算税10%を重課

2022年1月1日以後に備え付け開始日が到来する
手続きからの適用



5-3 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化



〈改正の概要〉

個人住民税の会社（特別徴収義務所）への市区町村からの通知につき、従来の郵送又は電子的送付（申出必要）いずれかを選択することが可能となります。

市区町村



【郵送】



会社（特別徴収義務者）



【全員の税額通知書】

従業員

【税額通知書】



選択肢の追加

市区町村



地方税ポータルシステム(eLTAX)

① eLTAX経由の申出

② eLTAX経由の送信

【全員の税額通知書】



2024年度以後に適用